

維持管理費算出の考え方の整理

県（産業支援・人材育成施設及び川越地方庁舎）及び市（市公の施設及び市直営施設）の維持管理費算出の考え方は下記による。事業収支計算書（様式 6－5(2)及び 6－5(3)）を作成するに当たって留意すること。

県及び市の区分、各施設（産業支援・人材育成施設、川越地方庁舎、市公の施設及び市直営施設）の区分は、添付資料 5「各階平面図」、添付資料 6「県・市施設面積総括表」、添付資料 7「諸室面積表」による。

- (1) 専用部分に係る維持管理費は、添付資料 5 及び 7 の区分に応じた負担とする。
- (2) 共用部分に係る維持管理費は、県：市＝42.04：57.96（添付資料 6「県・市施設面積総括表」の本体面積計の構成比）により県及び市に按分する。
- (3) 駐車場に係る維持管理費は、県：市＝136：110（添付資料 6「県・市施設面積総括表」の駐車場の構成比）により県及び市に按分する。
- (4) 光熱水費は、次により県及び市に按分する。
 - ① 電気 県 35.4：市 64.6
 - ② ガス 県 27.8：市 72.2
 - ③ 水道 県 38.6：市 61.4なお、県専有部及び市直営施設については、県又は市が別途指定する数値により算出する。
- (5) 次の各設備に係る維持管理費の県、市の負担割合は、折半とする。県又は市の中では各施設の費用負担は添付資料 6「県・市施設面積総括表」の本体面積計の割合によって按分する。
 - ① 太陽光発電設備
 - ② 電気設備のうち共用設備
 - ③ 空調設備のうち共用設備
 - ④ 給排水設備のうち共用設備
 - ⑤ 非常用発電設備
- (6) 外構に係る維持管理費の県及び市の負担割合は、折半とする。県は「産業支援・人材育成施設」（様式 6－5(2)において（2）支出の■維持管理費〔産業支援・人材育成施設〕に計上）の負担とし、市は「市公の施設」の負担とする。
- (7) 施設全体に係る維持管理費（駐車場部分を除く。）で専用部分に係る維持管理費を計算することが困難な場合は、添付資料 6「県・市施設面積総括表」の本体面積計の構成比によって県及び市に按分する。